# 令和5(2023)年度

# 高齢者サービス一覧

~ひとり暮らし高齢者の方のために~

| <b>,</b>  |
|---|
| ◆ 高齢者相談センター・・・・・・・・・・・・1                                |
| <b>◆</b> ふれあい相談員 · · · · · · · · · 1                    |
| ◆ 福祉総合窓□ · · · · · · · · · 1                            |
| ◆ 在宅療養相談センター・・・・・・・・・・・・1                               |
| ◆ 介護予防総合センター(ラクっちゃ) ・・・・・・・・・ 1                         |
| <b>◆</b> ひとり暮らしの高齢者などへの支援 · · · · · · · · · · · · · 1~3 |
| ◆ 介護予防・日常生活支援総合事業····································   |
| ◆ 介護が必要な高齢者への支援······4                                  |
| ◆ 認知症予防事業・・・・・・・・・・・・・・・・・5                             |
| ◆ 医療保険・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5                           |
| ◆ 住まい・・・・・・・5   |
| ◆ その他のサービス・・・・・・・・・6                                    |

- ◆在宅サービスを中心に紹介します。対象年齢の記載がない事業は、65歳以上の人が 対象です。
- ◆申込み方法などの詳しい内容については、窓□又は電話でお問合せください。 申込み・問合せ先は、裏表紙をご参照ください。
- ◆このほか、区で発行している高齢者サービスのご案内「いきいき」、「あったかいね! 介護保険」に詳しい内容が記載されています。あわせてご覧ください。各総合支所区 民課保健福祉係、高齢者支援課、各高齢者相談センター、各いきいきプラザ窓口等で 配布しています。



#### 高齢者相談センター

#### さまざまな問題への相談

• 高齢者や家族等の相談を受け、必要なサービスや機関を紹介、介護保険制度や区のサービスの説明、受付を行います。

#### 介護予防の取り組み

• 介護予防・日常生活支援総合事業のサービスが適切に行えるように、ケアプランの作成などを行います。

#### 高齢者の権利

振り込め詐欺や悪質商法の被害に遭わないように、警察や消費者センターと協力して対応します。また、高齢者虐待の相談・対応、認知症などにより、判断能力が低下している人の支援を行います。

#### 暮らしやすい地域

• 関係機関との連携や、地域のケアマネジャーの仕事が円滑にできるよう、支援、指導を行っています。

|        | 【各地区問合せ先】            |                 | 【受付時間】                    |
|--------|----------------------|-----------------|---------------------------|
| 芝地区    | <b>☎</b> 5232 − 0840 | FAX 5446 - 5857 | 月曜日~土曜日 午前9時~午後7時30分      |
| 麻布地区   | <b>☎</b> 3453 − 8032 | FAX 3453 - 6269 | 日曜日・祝日・年末年始 午前 9 時~午後 5 時 |
| 赤坂地区   | <b>☎</b> 5410 − 3415 | FAX 5410 - 3417 | (年末年始 12/29 ~ 1/3)        |
| 高輪地区   | <b>☎</b> 3449 − 9669 | FAX 3449 - 9668 | ※在宅介護や介護予防に関する電話での相談は、    |
| 芝浦港南地区 | <b>☎</b> 3450 − 5905 | FAX 3450 - 5909 | 上記時間外も可能です。               |

#### ふれあい相談員

社会福祉士等の資格を持った「ふれあい相談員」が地域に出向き、高齢者相談センター、民生委員・児童委員、町会・自治会、総合支所等と連携してひとり暮らし等高齢者を訪問し、困りごとなどの相談を受け、生活実態に即した支援につなげます。 訪問対象は、介護保険や区の高齢者福祉サービスの利用のないひとり暮らし等高齢者や民生委員・児童委員等から相談のあった高齢者等です。

|        | 【各地区問合せ先】            |                 | 【受付時間】  |
|--------|----------------------|-----------------|---|
| 芝地区    | <b>☎</b> 5501 − 0560 | FAX 3539 - 3709 |   |
| 麻布地区   | <b>☎</b> 3451 − 7830 | FAX 3453 - 6269 | 月曜日〜金曜日 午前 9 時〜午後 5 時<br>- (土曜日、日曜日、祝日、年末年始は除く) |
| 赤坂地区   | <b>☎</b> 5410 − 3400 | FAX 5410 - 3417 |   |
| 高輪地区   | <b>☎</b> 5447 − 1340 | FAX 5447 - 1347 | ※上記時間外は、各高齢者相談センターにご連絡<br>  ください。               |
| 芝浦港南地区 | <b>☎</b> 3450 − 5512 | FAX 3450 - 3368 | 1/2000  |

## 福祉総合窓口

各総合支所区民課の「福祉総合窓口」では、福祉に関する全てのご相談をお受けし、保健師等の専門職員や福祉関係機関等と連携して支援します。ご相談日時は事前に区ホームページから予約することもできます。

【問合せ先】各総合支所区民課保健福祉係・生活福祉係(裏表紙参照)

## 在宅療養相談センター

在宅療養生活全般に渡る、医療・療養・介護に関する相談に応じます。

| 【問合                  | iせ先】            | 【受付時間】  |
|----------------------|-----------------|---|
| <b>☎</b> 6435 − 0758 | FAX 5476 - 0208 | 月曜日〜金曜日 午前 9 時〜午後 5 時<br>(土曜日、日曜日、祝日、年末年始は除く) |

## 介護予防総合センター(ラクっちゃ)

区民が健康でいつまでも自分らしくいきいきと暮らせることをめざした、介護予防を専門に行う施設です。介護予防事業への参加やマシントレーニングの利用(個人登録が必要)ができ、専門のスタッフが一人ひとりにあったサポートを行っています。 ※一部、60歳以上の人が利用できる教室もあります。

| 【問合せ先】                           | 【開館時間】  |
|----------------------------------|---|
| ☎ 3456 - 4157<br>FAX 3456 - 4153 | 月曜日〜土曜日・祝日 午前9時〜午後9時30分<br>日曜日 午前9時〜午後5時<br>(年末年始12/29〜1/3は除く)※臨時休館する場合があります。 |

#### 内 容 利用者負担等 申込み・問合せ先 ひとり暮らしの高齢者などへの支援 日常生活に支障のあるひとり暮らし又は高齢者のみの世帯のご 家庭に、ホームヘルパーを派遣し、自立した生活を支援します (「自立」・「基本チェックリストによる介護予防・生活支援サー ビス事業対象者」「要支援1」は週2時間、「要支援2」は週3 1時間毎 申問 • 生活保護受給者 時間まで。要介護認定で「要介護」を受けている人は除きます)。 各高齢者相談センター … 無料 なお、利用者には定期的に高齢者相談センターが実施する家事 家事援助サービス • 住民税非課税者 援助サービスの利用状況等の調査を受けていただきます。 高齢者支援課 …120円 ※利用は、土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く 在宅支援係 • 上記以外…200 円 午前9時~午後5時の間です。 ※「介護予防・生活支援サービス事業対象者」・「要支援1・2」の人は、 介護予防・生活支援サービス事業の訪問型サービスを優先します。

| 事業                      | 内容   | 利用者負担等   | 申込み・問合せ先   |
|-------------------------|--|--|--|
| ひとり暮らしの高                | <br> 齢者などへの支援  | l .  | I  |
| 緊急一時介護人派遣               | ひとり暮らし又は高齢者のみの世帯の人が、病気やけがなどで緊急又は一時的な理由により家事援助及び身体介護が必要になったときに、ホームヘルパーを派遣します。年3回、1回の日数は、連続3日まで利用できます。派遣時間は1日につき6時間以内です。<br>※基本チェックリストによる介護予防・生活支援サービス事業対象者・要支援・要介護認定を受けている人は、除きます。                            | 1 時間毎<br>• 生活保護受給者<br>… 無料<br>• 住民税非課税者<br>…120円<br>• 上記以外…200円      | 申 問 名高齢者相談センター 問 高齢者支援課 在宅支援係  |
| 救急通報システム                | ひとり暮らし又は高齢者のみの世帯の人が、急病や火災などの緊急事態に陥ったとき、あるいは一定時間人の動きが感じられないときに、専門の警備員が出動して安否の確認及び救助活動を行います。<br>※ご家族の仕事等の理由で、日中、長い時間ひとりになる人もご相談ください。   | 月額   | 即問   |
| 訪問電話                    | 近隣に親族が居住していないひとり暮らし又は昼間、高齢者のみになる世帯等を対象に、相談員が電話で定期的に安否を確認し、各種の相談に応じます。  | 無料   | 各総合支所<br>区民課<br>保健福祉係  |
| 日常生活用具給付事業              | 外出や入浴時に転倒等の不安がある高齢者に、区が協定<br>を結んだ福祉用具事業者による事前調査で、安全性と<br>効果性を確認したうえで、日常生活用具を給付します。   | 介護保険サービスの<br>負担割合に準じて決<br>定します。詳しくは、<br>お問合せください。                    | 又は<br>各高齢者相談センター<br>問<br>高齢者支援課  |
| 配食サービス                  | ひとり暮らし又は高齢者のみの世帯などで、食事の準備や調理が困難な人に、昼食・夕食を週7食までご自宅にお届けし、安否を確認します(サービス提供の調整を事前に行います)。<br>※ご家族の仕事等の理由で、日中、長い時間ひとりになる人もご相談ください。  | 1 食<br>…300 円~ 480 円   | 在宅支援係  |
| 会食サービス                  | ひとり暮らし又は高齢者のみの世帯の人を対象に、週<br>1回、各いきいきプラザ・台場高齢者在宅サービスセン<br>ター・芝浦アイランド児童高齢者交流プラザで昼食を<br>提供します(登録制)。月1回、栄養士による栄養指導・<br>栄養相談を行います。<br>※新型コロナウイルス感染症の影響により休止中です。<br>再開する場合は、広報みなとでお知らせします。                         | 1 食 • 生活保護受給者 ···200 円以内 • 上記以外 ···400 円以内                           | 即   問   左記の各実施館   問   高齢者支援課   在宅支援係   |
| エアコン購入費助成               | 世帯全員が住民税非課税で、自宅にエアコンがない、<br>又は故障により使用できるエアコンがない高齢者世帯<br>に対し、エアコンの購入設置費用を助成します。   | 助成額<br>エアコンの購入及<br>び設置にかかった<br>費用と 65,000円<br>のいずれか少ない<br>額(1世帯1回限り) | 申 問<br>各高齢者相談センター<br>問<br>高齢者支援課<br>在宅支援係  |
| 家具転倒防止<br>器具等取付<br>支援事業 | 「港区家具転倒防止対策等促進事業」により器具の助成を受けた世帯を対象に、取付けの支援をします。区が指定した業者が、ご自宅を訪問し、調査を行ったうえ器具の取付けを行います。ひとり暮らし、高齢者のみの世帯又は要介護3以上の認定を受けている世帯等が対象です。   | 無料   | 国 問 名総合支所 協働推進課 協働推進係 問 防災課 地域防災支援係  |
| 防災用品<br>あっせん事業          | 防災用品を自身で準備することが困難なひとり暮らしの<br>高齢者又は高齢者のみの世帯の人を対象に、防災用品<br>をあっせんします。   | 詳しくは、お問合せ<br>ください。   | 申 問 防災課 地域防災支援係  |
| 救急情報の<br>活用支援事業         | 「かかりつけ医」「服薬内容」「持病」などの緊急時に必要な情報を自宅に保管する容器「救急医療情報キット」を配布します。救急時(119番出動)に、本人などが病状等を説明することができない場合、救急隊が情報を活用し、「かかりつけ医」や「搬送先医療機関」などと連絡・連携し、迅速な救命措置などに役立てます。  | 無料   | <ul><li>申 問</li><li>各総合支所</li><li>区民課</li><li>保健福祉係</li><li>申</li><li>各高齢者相談センター</li><li>各いきいきプラザ等</li></ul> |
| ごみの<br>戸別訪問収集           | 65歳以上の人、要介護認定を受けている人、身体障害者手帳等の交付を受けている人及び指定難病又は特殊疾病に罹患している人等のみで構成する世帯で、自力で資源・ごみを集積所に出すことが困難で、身近な人の協力が得られない世帯を対象に、収集職員が戸別に訪問して、玄関先から資源・ごみを収集します。<br>※事前の連絡がなく、ごみが出されていない場合には、利用している訪問介護事業者等と連携して安否状況の確認を行います。 | 無料   | 申 問<br>みなとリサイクル<br>清掃事務所   |

| 事業  | 内 容  | 利用者負担等                             | 申込み・問合せ先                 |  |
|---|--|------------------------------------|--------------------------|--|
| ひとり暮らしの高齢者などへの支援                          |  |                                    |                          |  |
| 粗大ごみの<br>運び出し収集                           | 65歳以上の人、要介護認定を受けている人、身体障害者手帳等の交付を受けている人及び指定難病又は特殊疾病に罹患している人等のみで構成する世帯で、自力で自宅から粗大ごみを出すことが困難で、身近な人の協力が得られない世帯を対象に、収集職員が自宅を訪問して、粗大ごみを運び出し収集します。               | 無料<br>※別途、粗大ごみ<br>の処理手数料が<br>必要です。 | 申 間<br>みなとリサイクル<br>清掃事務所 |  |
|   | ※本人又は代理人が収集の際に立ち会えない場合、収集<br>取り外し工事や解体作業が必要な場合等は収集できませ   |                                    | せる恐れがある場合、               |  |
| 自動通話録音機の<br>貸与                            | 電話の呼び出し音が鳴る前に、自動的に相手に警告し、その後の通話の内容を実際に録音する自動通話録音機は、通話の録音を特殊詐欺の犯人が嫌うため犯行を諦めさせる効果があります。録音した内容は後で聞くこともでき、通報を行う際にも役立ちます。この自動通話録音機を、概ね65歳以上の高齢者がいる世帯等に無料で貸与します。 | 無料<br>※電気料金等は利<br>用者負担になり<br>ます。   | 甲 問<br>防災課<br>生活安全推進担当   |  |
| A 711 77 71 71 71 71 71 71 71 71 71 71 71 | ※お使いの電話機等の状況によって利用できない場合が  | あります。                              |                          |  |

# 介護予防・日常生活支援総合事業

一般介護予防事業 ※一部休止している事業があります。

#### みんなの教室

対象: 1人で会場まで通うことができ、継続して参加できる人。(※)は60歳から参加できます。 下記事業のほか、はじめてのスイーツ教室、男性のための料理教室等があります。

| やわらかボール<br>  体操教室                     | ボール運動により、骨盤底筋(骨盤の中の筋肉)を鍛えて<br>尿もれ予防効果を高めます。                                |               |                       |
|---------------------------------------|--|---------------|-----------------------|
| 頭とからだの<br>健康教室                        | グループワークと体操で、認知症予防効果を高めます。  |               |                       |
| 動きやすいからだ<br>づくり(※)                    | 主に背骨を動かす運動などを行い、全身を楽に動かせるように整えます。  | 無料            |                       |
| 膝痛予防改善教室(※)                           | 筋力アップによる膝痛の予防・改善を図ります。   |               |                       |
| 腰痛予防改善教室(※)                           | 柔軟性、筋力アップなどにより腰痛の予防・改善を図ります。   |               |                       |
| 肩こり予防改善教室(※)                          | 全身運動やストレッチにより、肩こりの予防・改善を図ります。  |               | 申問                    |
| みんなでトレーニン                             | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・                                      | は60歳から参加できます。 | いきいきプラザ               |
| マシントレーニング入門<br>~めざせ! アクティブシニア~        | マシンの使い方や正しいフォームの習得をめざします。また、身近な施設で自主的に継続して取り組めるようになることをめざします。              |               | 介護予防総合センター<br>など<br>問 |
| 水中健康<br>トレーニング(※)                     | 水の浮力を利用して関節や下肢の負担を軽減しながら<br>バランス力や体力の維持向上をめざします。                           |               | 高齢者支援課<br>介護予防推進係     |
| セルフマシン<br>トレーニング                      | 自分に合ったマシントレーニングを自主的に継続できる<br>ようになることをめざす、経験者向けの講座です。                       |               |                       |
| ミ二健 30<br>~自宅でもできる健康<br>トレーニング30分~(※) | 自宅でもできる簡単なトレーニングを行い、下肢筋力の<br>向上を図ります。                                      | 無料            |                       |
| 健康トレーニング(※)                           | 体を動かしながら、筋力や柔軟性、バランス力の向上を図ります。   |               |                       |
| 健康サーキット<br>トレーニング (※)                 | 様々なトレーニングを連続・循環(サーキット)して<br>行うことで、総合的な体力アップをめざします。比較<br>的高い体力を有する人向けの講座です。 |               |                       |

#### 介護予防・生活支援サービス事業

| 7『護予防・生活文援サービス事業             |   |                      |                   |  |  |
|------------------------------|---|----------------------|-------------------|--|--|
| 訪問型サービス<br>対象:介護保険の要         |   |                      |                   |  |  |
| 訪問介護サービス<br>(ホームヘルプ)         | ホームヘルパーが居宅を訪問し、利用者が自分でできる<br>ことが増えるように食事や洗濯などの支援を行います。                  | 詳しくは、お問合せ<br>ください。   | 申問                |  |  |
| 通所型サービス<br>対象:介護保険の要         | 支援認定を受けているか又は基本チェックリストで事業対象   | 象者と認定された人。           | 各高齢者相談センター間       |  |  |
| 通所介護サービス<br>(デイサービス)         | 通所介護施設で、食事・入浴などの介護サービスや、<br>生活機能の維持向上のための体操などを行います。                     | 詳しくは、お問合せ<br>ください。   | 高齢者支援課<br>介護予防推進係 |  |  |
| みんなの倶楽部<br>(住民主体型介護<br>予防事業) | 区が養成した介護予防リーダー(住民)が企画・実施<br>する様々なプログラムを楽しみながら、体も動かし介<br>護予防にも取り組める講座です。 | 内容等により実費<br>負担があります。 |                   |  |  |

| 事 業                  | 内容  | 利用者負担等   | 申込み・問合せ先  |
|----------------------|---|--|---|
| みんなと元気塾              | ※一部休止している事業があります。   |  |   |
| はじめてのマシン<br>トレーニング講座 |   |  | 申問  |
| バランストレーニン 足腰元気講座     | ブ 下肢の筋力を鍛え、転倒、骨折の予防や不安軽減を図る<br>講座です。  |  | いきいきプラザ<br>介護予防総合センター<br>など                       |
| 体力アップ<br>トレーニング講原    | ストレッチや有酸素運動を行い、運動を習慣化して、<br>体力の維持向上を図る講座です。   | 無料   | 問 各高齢者相談センター                                      |
| 水中トレーニング講座           | が 水の浮力を利用し、関節や下肢への負担を軽減して、<br>筋力を強化する講座です。  |  | 問<br>高齢者支援課<br>介護予防推進係                            |
| みんなの食と健[<br>(けんこう)講座 |   |  |   |
| 介護が必要な               | 高齢者への支援   |  |   |
| 紙おむつの給付              | 寝たきり又は失禁状態にあり、要介護認定で「要支援 1」<br>以上の人に、紙おむつを給付します。<br>※介護保険施設入所者は、対象外です。<br>※介護保険の第 2 号被保険者も対象です。   | 月額500円<br>※おむつ代の助成<br>と同時に利用は<br>できません。                                  |   |
| おむつ代の助成              | 区の給付する紙おむつの使用を認めない医療機関に入院している、要介護認定で「要支援 1 」以上の人に、申込み月以降、おむつ代を助成します。<br>※介護保険施設入所者は、対象外です。<br>※介護保険の第 2 号被保険者も対象です。                             | 月額<br>…10,000 円を限度<br>※紙おむつの給付<br>と同時に利用は<br>できません。                      |   |
| 理美容サービス              | 要介護認定で「要介護3」以上の人のご自宅を、理容師<br>又は美容師が年6回、訪問します。   | 1回500円   |   |
| 寝具乾燥等消毒              | 要介護認定で「要介護 3」以上の人に、年 12 回 ( うち 1 回は水洗い )、使用している寝具の乾燥消毒を行います。  | 乾燥消毒(寝具)<br>…1 組 150円<br>水洗い(敷・掛け布団)<br>…1 枚 300円<br>水洗い(毛布)<br>…1 枚 50円 |   |
| 福祉キャブの運行             | 歩行困難な人等を対象に、寝たまま又は車いすに乗ったまま利用できる、昇降装置付きタクシーを運行します(一部自己負担があります)。  ※介護保険の第2号被保険者で要介護認定で「要支援1」以上の人も対象です。   | タクシー料金と同額  | 保健福祉係<br>又は<br>各高齢者相談センター<br>問<br>高齢者支援課<br>在宅支援係 |
| 緊急移送サービス             | 夜間の緊急時など、福祉キャブの利用が困難な場合に、<br>民間救急事業者の車両を利用できます(一部自己負担<br>があります)。  | ハイヤー料金と同額。<br>そのうち 7,000 円<br>を限度に利用料金<br>の 70%を区が助成<br>します。             | <b>工七义</b> 汲所                                     |
| 認知症高齢者等おかえりサポート事業    | 認知症などにより徘徊の恐れがある高齢者等に、登録番号が入ったキーホルダーとアイロンシールを配付することで、登録者が発見された際の身元確認につなげます。迎えに行ける介護人等がいる人が対象です。また、登録者は、徘徊に起因する事故等に対する認知症高齢者等賠償責任保険に加入できます。      | 無料   |   |
| 徘徊探索支援               | 認知症による徘徊行動のある在宅の高齢者が、行方不明となった場合に、人工衛星通信網(GPS)を利用した 24 時間体制の探索サービスにより、その場所をご家族などにお知らせします。位置情報を確認した後、迎えに行くことができる家族等がいる人が対象です。                     | 月額500円<br>現場急行サービス<br>1回3,000円   |   |
| 通院支援サービス<br>(病院内介助)  | 要介護認定で「要介護 1」以上の人で、ケアプランに訪問介護(通院介助)又は定期巡回・随時対応型訪問介護<br>看護が計画されている人に、月 3 回・1 回 3 時間まで、<br>病院内の待ち時間にヘルパーが付添いサービスを行い<br>ます。<br>※介護保険の第2号被保険者も対象です。 | <ul><li>生活保護受給者無料</li><li>ホームヘルプサービス等の助成受給者3%負担</li><li>一般1割負担</li></ul> | 即   間   各高齢者相談センター   間   高齢者支援課   在宅支援係           |

| 事業                        | 内容   | 利用者負担等   | 申込み・問合せ先   |
|---------------------------|--|--|--|
| 認知症予防事業                   | **************************************   |  |  |
| みんなと<br>オレンジカフェ           | 認知症の人とその家族、認知症予防に関心のある人を対象に、気軽に相談や交流ができる場所です。カフェでは、認知症専門医等による講話や相談対応、認知症予防プログラムなどを実施しています。   | 1人1回200円   | 申 問<br>高齢者支援課<br>高齢者相談支援係  |
| 医療保険                      |  |  |  |
| 後期高齢者<br>医療制度<br>(長寿医療制度) | 75歳以上の人。また、65歳から74歳までで一定の障害があり、東京都後期高齢者医療広域連合の認定を受けた人を対象とした医療制度です。<br>医療機関にかかるときは、後期高齢者医療被保険者証を提示してください。   | 1割<br>2割(一定以上所得<br>のある方)<br>又は<br>3割(現役並み所得者)  | 国<br>各総合支所<br>区民課<br>窓口サービス係<br>(芝地区は、相談担当)<br>国間<br>国保年金課<br>高齢者医療係 |
| 国民健康保険高齢受給者証              | 国民健康保険に加入している 70 歳から 74 歳までの人が対象です。<br>「高齢受給者証」に書かれた一部負担金の割合は、70 歳の誕生日の翌月 1 日から適用となります。ただし、1 日生まれの人は誕生月から適用されます。<br>医療機関にかかるときは、国民健康保険被保険者証とともに提示してください。 | 2割<br>又は<br>3割(現役並み所得者)  | 国<br>各総合支所<br>区民課<br>窓口サービス係<br>(芝地区は、相談担当)<br>国間<br>国保年金課<br>資格保険料係 |
| 住まい                       |  |  |  |
| 民間賃貸住宅<br>入居支援事業          | 住み替えが必要で新たな住まいに困窮している高齢者世帯に対し、良好な居住環境の確保を支援します。 ①民間賃貸住宅の紹介 ②立ち退きを求められている場合の入居費用の一部助成 ③債務保証会社の紹介 ④債務保証会社の初回保証委託料の助成 ※それぞれ対象者が異なります。詳しくは、お問合せください。         | ②助成限度額<br>単身世帯 …36 万円<br>2人以上の世帯…48<br>万円を限度として、<br>礼金相当分<br>…月額賃料 2ヵ月分<br>仲介手数料<br>…月額賃料 1ヵ月分<br>④助成限度額<br>単身世帯…60,000円<br>2人以上の世帯<br>…80,000円<br>※2,③,④は所得<br>制限があります。 | 回 問 各総合支所 区民課 保健福祉係 問 高齢者支援課 在宅支援係                                   |
| 自立支援住宅改修給付                | 手すりの取付けや段差解消、浴槽の取替えなどの住宅<br>改修工事にかかる費用を助成します(介護保険の給付<br>を優先します)。<br>※工事着工後の申請、老朽化等に伴う改修・リフォーム<br>については、給付対象となりませんのでご注意くだ<br>さい。                          | 対象工事により助成<br>限度額があります。<br>所得に応じて最高<br>10%の負担があり<br>ます。   | 即   問   名高齢者相談センター   問   高齢者支援課   在宅支援係                              |
| 昇降機設置費助成                  | 要介護認定で、「要支援 1」以上及び対象要件を満たすとともに昇降機の設置が必要と認められる人に、階段昇降機又はホームエレベーターの購入及び設置に要する費用の一部を助成します。  ※工事着工後の申請、老朽化等に伴う改修・リフォームについては、助成対象となりませんのでご注意ください。             | 助成限度額<br>1,332,000円<br>(所得に応じて 10%<br>から 60%の負担が<br>あります)  | 即   問   各高齢者相談センター   問   高齢者支援課   在宅支援係                              |
| 共同住宅<br>バリアフリー化<br>支援事業   | 高齢者が多く居住するマンションなどの、共用部分のパリアフリー化改修工事に要する費用の一部を助成します。 ※工事着工後の申請、老朽化等に伴う改修・リフォームについては、助成対象となりませんのでご注意ください。  | 詳しくは、高齢者支援課在宅支援係へ<br>お問合せください。   | 国<br>各総合支所<br>区民課<br>保健福祉係<br>問<br>高齢者支援課<br>在宅支援係                   |

| 事業                                | 内 容   | 利用者負担等   | 申込み・問合せ先  |
|-----------------------------------|---|--|---|
| その他のサーヒ                           | ·····································   |  |   |
| 補聴器購入費助成                          | 加齢に伴う難聴高齢者(60 歳以上)の聞こえを支援するため、補聴器の購入費用を助成します。   | 助成額<br>補聴器購入額(上<br>限 137,000円)<br>ただし、住民税課<br>税の人は補聴器購<br>入額の 1/2(上限<br>68,500円)                 | 申問<br>各総合支所<br>区民課<br>保健福祉係<br>又は各高鈴者相談<br>センター |
| はり・マッサージサービス                      | 各いきいきプラザ、芝浦アイランド児童高齢者交流プラザで健康保持増進のため、はり・マッサージサービスを実施しています。<br>実施回数は、年22回(各回2日間)です。  | 1回1,000円   | 実施日時は広報みなとでお知らせします。<br>問<br>高齢者支援課<br>在宅支援係     |
| 無料入浴券の給付                          | 70歳以上の希望する人に、港区、近隣区の一部の銭湯で利用できる無料入浴券を給付します。<br>※申請月によって、給付枚数は異なります。<br>※前年度に無料入浴券を給付した人には、翌年度の無料入浴券(52枚)を3月中旬頃までにお送りします。  | 無料   | 甲 問 各総合支所 区民課 保健福祉係 問 高齢者支援課 在宅支援係              |
| 港区<br>コミュニティバス<br>(ちぃばす)<br>乗車券発行 | 70歳以上の区民に対して、港区コミュニティバス(ちぃばす)の乗車券を発行します。台場シャトルバス(お台場レインボーバス)にも乗車できます。<br>有効期間は、乗車券の発行を受けた日から次に到来する9月30日までです。<br>※乗車券をお持ちの方は、新しい有効期間の乗車券を9月中旬頃までに自宅にお送りしますので、更新手続きは不要です。   | 無料   | 田  問  各総合支所 区民課 保健福祉係   問  高齢者支援課 在宅支援係         |
| 車いすの貸出                            | 使用者又は借受者が港区在住で、一時的に車いすが必要になった場合に、港区社会福祉協議会ほか、地域の「車いすステーション」で貸出します。 ※要介護認定で「要介護2」以上の人は、介護保険制度の福祉用具貸与をご利用ください。 【申込時の注意】 ・健康保険証や運転免許証など使用者、借受者の住所が証明できるものと借受者の印鑑を持参してください。 ・使用者で交付を受けている人は、介護保険被保険者証や身体障害者手帳を持参してください。 ・短期貸出の期間を超えた場合は、一般貸出へ自動的に変更され、利用者負担が生じます。 | 短期貸出7日以内 ・・・無料 一般貸出3か月以内 ・・・・1,000円 延長貸出3か月以内 ・・・・500円 ※貸出期間は、 最長6か月です。 ※利用者負担が免 除となる場方があります。    | 即 問  港区社会福祉協議会  ボランティア・  地域活動支援係                |
| おむすびサービス<br>(有償在宅福祉<br>サービス)      | 日常生活を営む上で支援を必要とする人(利用会員)と支援できる人(協力会員)をむすび、地域で住民相互の助け合いを推進する会員制の事業です。入会前の「おためし利用」についてもご相談ください。【活動内容】 一緒に行う日常の家事の手伝いや買物、外出や通院の付添い、話し相手など。 ※依頼内容等により、対応が難しい場合や応じられる協力会員が見つからない場合があります。 【活動時間】 月〜金曜日(祝日、年末年始を除く)午前9時〜午後5時※1回の活動時間は、原則2時間以内。                       | 利用料金1時間<br>800円・1,200円<br>利用会員年会費<br>2,000円協力会員年会費<br>2,000円<br>更新時1,000円<br>賛助会員年会費<br>1口2,000円 | 即    問  港区社会福祉協議会  ボランティア・  地域活動支援係             |
| 孫の手サービス                           | 60 歳以上の人に外出の同行や話し相手・電球の交換・窓や網戸の清掃・包丁研ぎ・網戸の張替・家具の移動・小規模修繕など、家庭内の簡単なサービスを行います。  | 詳しくはお問合せ<br>ください。  | 問<br>港区シルバー人材<br>センター                           |
| 消費生活相談                            | 専門の消費生活相談員が、消費生活における商品、サービス、営業方法等の苦情や契約に関する相談を受け付け、問題解決に向けての助言や情報提供を行っています。   | 月曜日〜土曜日<br>(祝日、年末年始は除く)<br>午前9時30分〜午後4時<br>※土曜日は電話相談のみ   | 問<br>産業振興課<br>消費者センター                           |

## 連絡先電話番号一覧

|                         |           | 協働推進課 協働推進係       | <b>☎</b> 3578 − 3123        | FAX 3578 - 3180                  |
|-------------------------|-----------|-------------------|-----------------------------|----------------------------------|
|                         | 芝地区       | 区民課 窓口サービス係(相談担当) | <b>☎</b> 3578 − 3170        | FAX 3578 - 3182                  |
|                         |           | 区民課 保健福祉係         | <b>☎</b> 3578 − 3161        | FAX 3578 - 3183                  |
|                         |           | 区民課 生活福祉係         | <b>☎</b> 3578 − 3171        | FAX 3578 - 2439                  |
|                         |           | 協働推進課 協働推進係       | <b>☎</b> 5114 − 8802        | FAX 3583 - 3782                  |
|                         | 麻布地区      | 区民課 窓口サービス係       | <b>☎</b> 5114 − 8821        |                                  |
|                         |           | 区民課 保健福祉係         | <b>☎</b> 5114 − 8822        | FAX 3583 - 0892                  |
| 総                       |           | 区民課 生活福祉係         | <b>☎</b> 5114 − 8823        |                                  |
|                         | 赤坂地区      | 協働推進課 協働推進係       | <b>☎</b> 5413 − 7272        | FAX 5413 - 2019                  |
| 合                       |           | 区民課 窓口サービス係       | <b>☎</b> 5413 − 7012        | FAX 3402 - 8192                  |
| 支                       |           | 区民課 保健福祉係         | <b>☎</b> 5413 − 7276        |                                  |
|                         |           | 区民課 生活福祉係         | <b>☎</b> 5413 − 7277        |                                  |
| 所                       |           | 協働推進課 協働推進係       | <b>☎</b> 5421 − 7621        | FAX 5421 - 7626                  |
|                         | 高輪地区      | 区民課 窓口サービス係       | <b>☎</b> 5421 − 7612        | FAX 5421 - 7613                  |
|                         |           | 区民課 保健福祉係         | <b>☎</b> 5421 − 7085        |                                  |
|                         |           | 区民課 生活福祉係         | <b>☎</b> 5421 − 7087        |                                  |
|                         | 芝浦港南地区    | 協働推進課 協働推進係       | <b>☎</b> 6400 − 0031        | FAX 5445 – 4590                  |
|                         |           | 区民課の窓口サービス係       | <b>☎</b> 6400 − 0021        |                                  |
|                         |           | 区民課保健福祉係          | <b>☎</b> 6400 − 0022        |                                  |
|                         |           | 区民課 生活福祉係         | <b>☎</b> 6400 − 0023        |                                  |
|                         |           | 高齢者福祉係            | <b>☎</b> 3578 − 2391 ~ 2397 |                                  |
|                         |           | 在宅支援係             | <b>☎</b> 3578 − 2400 ~ 2406 | FAX 3578 - 2419                  |
|                         |           | 高齢者施設係            | <b>☎</b> 3578 − 2420 ~ 2424 |                                  |
| 区                       |           | 高齢者相談支援係          | <b>☎</b> 3578 − 2407 ~ 2411 |                                  |
| 役                       |           | 介護予防推進係           | <b>☎</b> 3578 − 2930        |                                  |
| 110                     |           | 高齢者医療係            | <b>☎</b> 3578 − 2654 ~ 2659 |                                  |
| 所                       | 国保年金課     | 資格保険料係            | <b>☎</b> 3578 − 2643 ~ 2645 | FAX 3578 - 2669                  |
|                         |           | 地域防災支援係           | <b>☎</b> 3578 − 2516        |                                  |
|                         | 防災課       | 生活安全推進担当          | <b>☎</b> 3578 − 2271        | FAX 3578 - 2539                  |
| =                       | 三田いきいきプラザ |                   | <b>☎</b> 3452 − 9421        | FAX 3452 - 2018                  |
| 神明いきいきプラザ               |           |                   | <b>☎</b> 3436 − 2500        | FAX 3436 - 2510                  |
| 虎ノ門いきいきプラザ              |           |                   | <b>☎</b> 3539 − 2941        | FAX 3539 – 2940                  |
| 南麻布いきいきプラザ              |           |                   | <b>☎</b> 5232 − 9671        | FAX 5232 - 0568                  |
| ありすいきいきプラザ              |           |                   | <b>☎</b> 3444 − 3656        | FAX 3444 - 3298                  |
| 麻布いきいきプラザ(仮設)           |           |                   | <b>☎</b> 3408 − 7888        | FAX 3408 - 2585                  |
| 西麻布いきいきプラザ              |           |                   | <b>☎</b> 3486 − 9166        | FAX 3486 - 9216                  |
| 飯倉いきいきプラザ               |           |                   | <b>☎</b> 3583 − 6366        | FAX 3583 - 4339                  |
| 赤坂いきいきプラザ               |           |                   | <b>☎</b> 3583 − 1207        | FAX 3583 - 5627                  |
| 青山いきいきプラザ               |           |                   | ☎ 3403 - 2011               | FAX 3403 - 3427                  |
| 青南いきいきプラザ               |           |                   | ☎ 3423 − 4920               | FAX 3403 5427<br>FAX 3423 - 6158 |
| 豊岡いきいきプラザ               |           |                   | <b>☎</b> 3453 − 1591        | FAX 3453 - 3613                  |
| 高輪いきいきプラザ               |           |                   | <b>☎</b> 3449 − 1643        | FAX 3449 - 0783                  |
| 白金いきいきプラザ               |           |                   | <b>☎</b> 3441 − 3680        | FAX 3444 - 9829                  |
| 神応いきいきプラザ               |           |                   | <b>☎</b> 5422 − 8848        | FAX 5447 - 0078                  |
| 白金台いきいきプラザ              |           |                   | <b>☎</b> 3440 − 4627        | FAX 3447 0076                    |
| 港南いきいきプラザ(ゆとりーむ)        |           |                   | <b>☎</b> 3450 − 9915        | FAX 3450 - 9916                  |
| 芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ(あいぷら) |           |                   | <b>☎</b> 5443 − 7338        | FAX 5430 9510                    |
|                         | 易高齢者在宅サー  |                   | <b>☎</b> 5531 − 0520        | FAX 5531 – 0523                  |
| 港区スポーツセンター              |           |                   | <b>☎</b> 3452 − 4151        | FAX 3452 – 4920                  |
| 健康増進センター(ヘルシーナ)         |           |                   | <b>☎</b> 5413 − 2717        | FAX 5432 4920<br>FAX 5413 - 2718 |
| 消費者センター(相談専用)           |           |                   | <b>☎</b> 3456 − 6827        | 1700 3-113 2710                  |
| みなとリサイクル清掃事務所           |           |                   | <b>☎</b> 3450 − 8025        | FAX 3450 - 8063                  |
| 港区社会福祉協議会ボランティア・地域活動支援係 |           |                   | <b>☎</b> 6230 − 0284        | FAX 6230 - 0285                  |
| 港区シルバー人材センター            |           |                   | <b>☎</b> 5232 − 9681        | FAX 5230 0203<br>FAX 5232 - 9680 |
| 1 <u>4</u>              | ニンルハ 八竹じ  |                   | <u> </u>                    | 1 AA 3232 3000                   |

## 令和 5 (2023) 年度 高齢者サービス一覧 令和 5 年 4 月発行

編集 港区保健福祉支援部高齢者支援課 東京都港区芝公園 1 - 5 - 25 電話 03 (3578) 2111 (代表) 刊行物発行番号 2023014 - 3721